

平成22年9月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

平成22年9月6日

○出席議員 18人

1番 岩 瀬 洋 男 君	2番 中 村 一 夫 君	3番 刈 込 欣 一 君
4番 土 屋 元 君	5番 忍 足 邦 昭 君	6番 根 本 讓 君
7番 高 橋 秀 男 君	8番 板 橋 甫 君	9番 丸 昭 君
10番 八 代 一 雄 君	11番 岩 瀬 義 信 君	12番 寺 尾 重 雄 君
13番 渡 辺 玄 正 君	14番 児 安 利 之 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 関 利 幸 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 花ヶ崎 善 一 君	市 民 課 長 佐 瀬 義 雄 君
介 護 健 康 課 長 西 川 一 男 君	環 境 防 災 課 長 玉 田 忠 一 君
	兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 関 修 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 中 村 雅 明 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君
監 査 委 員 深 堀 金次郎 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 大 鐘 裕 之 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 市長の行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員の指名

第5 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度勝浦市一般会計補正予算)

第6 議案上程・説明・報告

議案第37号 勝浦市基本構想を定めることについて

議案第38号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の制定について

議案第40号 訴えの提起について

議案第41号 市道路線の廃止について

議案第42号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算

議案第43号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第44号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第45号 平成22年度勝浦市水道事業会計補正予算

議案第46号 決算認定について
(平成21年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第47号 決算認定について
(平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第48号 決算認定について
(平成21年度勝浦市老人保健特別会計歳入歳出決算)

議案第49号 決算認定について
(平成21年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)

議案第50号 決算認定について
(平成21年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第51号 決算認定について
(平成21年度勝浦市水道事業会計決算)

報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について

報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

議案第52号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第53号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第54号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第55号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第56号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第7 休会の件

開 会

平成22年9月6日（月） 午前10時00分開会

○議長（板橋 甫君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。これより平成22年9月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（板橋 甫君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。守沢事務局長。

〔事務局長 守沢孝彦君登壇〕

○事務局長（守沢孝彦君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における理事者側の出席通知、平成22年6月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによってご承知をいただきたいと思います。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る9月1日、議会運営委員会を開いていただき、ご協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会は、9月6日から9月16日の11日間とするということであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、市長の行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて、議案第36号を上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て、採決をお願いする。さらに、議案第37号から議案第57号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第42号の一般会計補正予算については、担当課長より補足説明を受ける。議案第46号から議案第51号までの決算認定については市長の提案理由の説明に続いて、報告第2号及び報告第3号の報告を受け、さらに監査委員からの決算審査意見、財政健全化審査意見及び経営健全化審査意見の報告をお願いし、散会する。

第2日目の9月7日は議案調査等のため休会とし、第3日目の9月8日は定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。なお、通告のありました議員は3名でございます。

第4日目の9月9日は議事都合のため休会とし、第5日目の9月10日は、定刻午前10時に開

会し、議案第37号から議案第51号までを逐次上程し、質疑を行い、それぞれ所管の常任委員会へ付託する。次に、議案第52号から議案第57号までを逐次上程し、質疑を行い、委員会付託を省略し、採決をお願いする。さらに、陳情3件をそれぞれ所管の常任委員会へ付託する。なお、議案第46号から議案第51号までの6件につきましては、いずれも決算認定でありますので、議長が指名する7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いすることになります。この委員の選任につきましては、各会派等の議席数割とし、議長の指名により選任されるものと存じます。

第6日目の9月11日から第10日目の9月15日までの5日間は、委員会審査等のため休会としていただき、この間、9月13日に総務常任委員会を、9月14日は午前10時から建設経済常任委員会を、午後1時から教育民生常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の9月16日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次、議案、陳情を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て、採決をお願いする。

さらに、陳情が採択された場合には、発議案として意見書の提出が考えられますので、その場合にはそれを上程し、発議者から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て、採決をお願いする。

続いて、会議規則第157条の規定に基づく議員の派遣についてを諮っていただくとともに、各常任委員会の所管事務調査につきまして、会議規則第97条及び第103条の規定に基づく閉会中の継続調査に付することを諮っていただく。その後、継続費精算報告書について、及び専決処分 の報告について市長からの報告を受け、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして今期定例会が運営されるものと存じます。

以上を申し上げまして、諸般の報告を終わります。

市 長 の 行 政 報 告

○議長（板橋 甫君） 日程第2、市長の行政報告であります。

市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） 本日、平成22年9月勝浦市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中をご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、平成22年度夏季海水浴客の入り込み状況について申し上げます。今年の夏は一部の海水浴場を除き、7月17日土曜日から8月22日、日曜日までの37日間開設いたしました。本年は7月中は天候に恵まれ、入り込み数は昨年 に比べて5万5,000人増の9万5,000人の入り込みでありました。8月の前半は天候に恵まれ、入り込み数は昨年を上回っていましたが、お盆にかけて曇りが続いたことから、昨年より3,000人増の21万3,000人となりました。開設期間合計

で、昨年比較5万8,000人増の30万9,000人でした。

次に、海中公園センターの7月、8月入園者につきましては、昨年比2,337人減の3万4,384人でありました。

夏の恒例イベントであります勝浦若潮まつり花火大会は、8月12日か荒天のため順延となり、8月13日に開催いたしましたところ、昨年比3,000人減の4万人の来場者がありました。

以上で行政報告を終わります。

○議長（板橋 甫君） 市長より発言を求められておりますので、これを許します。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） ただいま議長のお許しを得ましたので、私ごとで大変恐縮ではございますけれども、私の進退についてご報告をさせていただきます。

私は、3期12年にわたり、市長として大変皆様とともに頑張り、またご迷惑を多々かけてまいりましたが、本任期をもって退任とさせていただきたく、市長の任期であります3月12日以前に行われます市長選挙には出馬しないことを自分で決意いたしましたので、この場をかりてご報告させていただきます。

また、この決意に至りました点について、一、二点、申し述べさせていただきたく思います。

まず、私、市長として3期12年という期間を務めさせていただきました。年齢的な面からも、これ以上私が市政にかかわることがいかなものかということ、さらに、私自身の市長の在任期間に対します思いも、今回の決意の一因でございます。

もう一つは、私は就任以来、市政運営の道しるべとなる総合計画を初めとして、各種行政計画に位置づけられた必要な政策、施策事業を実施してまいりました。これからなし遂げられたものは、市民の皆さんの深いご理解と市議会の皆様方の強力なご支援があったればこそと深く感謝を申し上げます。

また、懸案となっておりました市民の教育、文化活動の礎となる（仮称）市民文化会館につきましては、建設に向けてのめどが立ち、平成23年度に着手の運びとなったところであります。私は市民こそ主人公との政治理念のもとで、初志を貫いたとの思いが募っており、一つの区切りとなる、そういう思いで今期引退を決意し、皆様にご報告をさせていただいたものであります。

本日は、まずもって、私の進退について議会に報告をさせていただきました。

なお、残された6カ月余の任期におきましては、私は持てる限りの精力、能力を十分傾注いたしまして、市政運営に努める覚悟でございます。どうぞこれからも変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちましてあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

会 期 の 決 定

○議長（板橋 甫君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決しました。

会議録署名議員の指名

○議長（板橋 甫君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において兄安利之議員及び末吉定夫議員を指名いたします。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（板橋 甫君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（板橋 甫君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第5、市長提出議案を上程いたします。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第36号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成22年度一般会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、勝浦市勝浦115番地に所在する土蔵造り瓦ぶき2階建て、床面積71.07平方メートル、権利者、渡辺八重子外5名共有の崩壊危険建物に係る危険建物崩壊対策物設置工事費及び勝浦ソフトボール部の全日本小学生男子ソフトボール大会への出場決定による補助金の交付等で、緊急を要することから、7月5日に専決処分をしたものであります。

内容について申し上げますと、歳入歳出予算におきましては、既定予算に461万3,000円を追加し、これにより予算総額は81億5,812万8,000円となりました。歳出予算のうち総務費におきましては、諸費に235万円を追加し、教育費におきましては、保健体育総務費に226万3,000円を追加したものであります。これに対する財源として、歳入予算に繰越金461万3,000円を追加計上したものであります。

以上で議案第36号の提案理由の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 今の補正の中の総務費関連で若干お聞きしたいと思います。今回の措置は、非常に執行部として機敏な措置をとられたということで、態度としてはもちろん賛成の立場でありますし、やり方としても非常に素早い措置をとったということで評価したいと思うんですが、今後の問題として、市内にこのたぐいの老朽化した家屋、その他の構築物、建築物があらうかと思うんですね。

聞くとところによると、今回の措置は、今の市長の報告でもありましたように、6人、地権者なり建物の権利者がいて、しかも、相続関係とかその他で非常に困難を極めて、これを個人の責において取り壊しなり、あるいは防護の措置をとるということは非常に困難だということが言われてました。そういう中で、公費によってこのことはやられたんだが、ごく最近、自主的に、名前を出すと、同じ町内会の仲本町、あるいは下本町になりますか、酢屋呉服店の建物が老朽化して危険だということで取り壊された。これは個人の責任においてやられたと聞いておりますが、いずれにして、そういう状況にあるものが幾つか見受けられるんだが、今後の問題として、市はどういうふうに対応しようとしているのか。かつては新聞紙上にもぎわした川島通りの君塚クリーニング屋の向こう前のその裏の家が自然崩壊して、新聞とかテレビで報道されちゃったわけですけど、今後、ますますそういうことが起きてくる危険性は十分あるので、今後の問題として、市としての方向性というか、立場というか、そういうものについてお考えをお聞きしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。玉田環境防災課長。

○環境防災課長（玉田忠一君） お答えいたします。今回、このような建物についての把握でございますが、今年の初め、市政協力員の皆さんのご協力を得まして、空き家については調査をしております。しかしながら、その後についての家屋状況等については把握しておりませんので、今後、調査を実施してまいりたいと思います。

また、このような建物が出てきた場合の今後の対応につきましては、家屋の管理につきましては、家屋の所有者が維持・管理することが基本と考えますが、今後、もろもろの事情によりまして所有者、管理者が特定できない場合においては、当該家屋が倒壊の危険にあるときは、市民の安全確保、危険防止対策として今回のような措置もあるかと考えております。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。根本 譲議員。

○6番（根本 譲君） 私のほうも前段者と同じような質問になろうかと思うんですが、改めてご答弁をお願いしたいと思います。私も今回、この空き家に関して一般質問やろうかなと思ったんですが、先ほどの課長の話で答弁はもらっちゃったのかなと、そんな気がします。ただ、お聞きしたいのが、勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の中で、第17条空き地及び空き家の管理者は、当該管理する空き地、空き家を次に掲げるところにより管理し、雑草地または廃屋とならないように努めなければならないということである載っておりまして、まず、適正管理の指導は市としてはしたのか。その上で管理者への勧告、措置命令、関係機関への通報、緊急措置、最後に第22条になりますけども、市長は前項の規定により、切迫した障害を排除するため、雑草の除去、その他の措置を講じたときは、それに要した費用を当該雑草地または廃屋の管理者に請求することができると載っているんですね。ということは、今回出たこの予算は、最終

的には、その管理者に対して請求するのかなのか、それを1点、お聞きしたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。玉田環境防災課長。

○環境防災課長（玉田忠一君） お答えいたします。今回、この家屋の件につきましては、名義人は6人名義でありまして、うち1名が施設に入所、相続人権利者が確認できるのがもう1名おりまして、その相続人権利者1名に対しては、この当該家屋について管理について依頼文は送付してあります。その後、その権利者から自分の一存では、この家屋の取り壊し等、できないということで、後々また他の権利者からの申し立てにより訴訟になった場合、その対応についても困るということで、その後、市としましては、担当弁護士に相談いたしまして、まず市民全員に対する公益的行為ということで、危険を承知していながら何もしないということは、行政の責任もあるということで、今回、防護柵を設置することとなりました。

また、費用につきましては、担当弁護士と相談いたしまして、市民全員に対する公益的行為ということで、特定個人への請求は無理かと思うというような見解をいただいております。しかしながら、権利者の調査に時間はかかりますが、権利者をすべて確定し、持ち分に応じた費用を請求できるか、訴訟も含めて検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 2点ほどお伺いします。1点は、ただいまの件ですけれども、今の環境防災課長のご答弁ですと、法的には弁護士と相談して、とりあえず問題ないということで踏み切ったということですが、当然、壊すにしても、本来、権利者の権限でございまして、全員が承知したのならば問題ないんですが、全員は承知したわけではないということで、そういう今後の法的な問題が発生した場合、その共有者の一部から相続人がわかって、異議を申し立てられた場合にどういうふうに対応するのか、その辺を伺いたいのが1点と、もう1点は、この廃屋に関してですけれども、鶴原から東急道路を上がってきて突き当たり法花の入り口です。あの交差点、あそこに道路を挟んで相対して2軒の廃屋があります。私もあそこを通るたびに、これ、どうなるのかな、危険だなと思ってはいたんですが、火災のおそれもあります。1軒についてはがらんどろになっていまして、雨戸も障子もない。中にわらなんかも一部積んである。そういう危険な建物です。そういうこの2軒について、市としてどのように対応してきたのか、また、これからしようとするのか、その辺をお伺いしたいと思います。

11ページ、保健体育費についてですが、これは小学生ソフトボール全国大会と、非常に結構なことです。これに対する補助金を出した。非常に結構なことなんですが、そこで一つお伺いしたいんですが、助成するのは結構なんですが、助成する基準はどのようになっておるのか。ただ、先方からこれだけ欲しいと、助成してほしいと言ってこられたものをまるのみして、それを市が助成するのか。この辺は一定の基準を設けて、行き当たりばったりで、要求額を出すというのでは、これはおかしい話だと思いますので、その辺の基準はどのような基準で支出したのか。

また、ソフトボールの大会に出場したのが、監督、コーチ、選手を含めて18名ということでございます。この18名に対する総経費、宿泊費からすべてひくくると総経費が幾らかかったのか。それに対して、特別財源といいますか、このソフトボールチーム自体でほかに収入があったかもしれません。そういったものを含めて、幾らかかったのか。それに対して市の一定の基準でどういうふうに出したのか、それをお伺いしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。玉田環境防災課長。

○環境防災課長（玉田忠一君） お答えいたします。第1点目の取り壊しした場合の費用請求につきましては、権利者がすべて判明した場合、同意を得て、市が取り壊しをした場合は請求できると考えております。

2点目の法花、貝掛の廃屋につきましては、今後、所有者、権利者等を調査し、指導してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 次に、黒川社会教育課長。

○社会教育課長（黒川義治君） それでは、お答えいたします。1点目の全国大会へのソフトボールチームの参加についての助成であります。この基準についてということですが、基準につきましては、参加選手及び監督、コーチ含めまして、監督、コーチ3名、登録選手のうち15名ということで、18名分の交通費往復分、宿泊費、並びに現地におきます交通手段としましてバスの借上料等について見込んだものでございます。その総額といたしましては、221万4,000円ということで、これは開会式を含めまして大会期間中の全日程を見込んだものでございます。

そのほか、2点目のこのチームに関する総経費ということですが、総経費については私のほうでは報告は受けておりません。ただし、この大会につきましては30日が開会式でございましたので、29日に出発いたしまして、30日の開会式、31日の1回戦ということで、1回戦は岡山県チームと対戦しまして、残念ながら0対1ということで惜しくも破れましたので、翌日の1日に帰ってきたということで、その期間にかかります交通費、宿泊費等について精算は既に済んでおりますけれども、総額についてはこちらでは掌握してございませんので、お答えすることはできません。申しわけございません。以上です。

○議長（板橋 甫君） 忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 最初の廃屋については、これも非常に危険ですので、急いで調査して対応していただきたい。要望しておきます。

後の教育費の関係ですけれども、私は助成する基準をお聞きしたんですね。今の答弁ですと、監督、コーチ、選手の旅費、宿泊費、昼食代等になっていいますが、それは請求があれば、要求を全部のむと、助成するということなんですか。そういうふうに解釈してよろしいんですか。

それと、これは仮の話で恐縮なんです。このチーム全体でいろんな寄附を募集したり、集めたりして、実際は多額の寄附金が集まっていた。それはそれで棚に上げておいて、あくまで足代、宿泊費、昼食代、こういったものを、それを特別な歳入を無視して助成していくのか。今後のこともありますので、この辺ははっきりしておいたほうがいいんじゃないか。それを事務当局が把握してないというのは理解できないんですけど、あくまで、このチーム全体で総経費が幾らかかる。それに対して独自の収入が幾らある。不足分について補助してもらいたい、それが普通の補助申請だと思いませんか。その辺についての考え方、もう一度お伺いしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。黒川社会教育課長。

○社会教育課長（黒川義治君） お答えいたします。基準につきましては、先ほど申し上げましたとおり、基本的には会場までにかかる交通費、また宿泊費につきましては、大会等で指定されたものについては、指定料金についての必要額を補助対象としております。あくまでこのチーム

につきましても最低限、監督、コーチ、3名、選手15名ということで限らせていただいております。実質的には、さらにこの選手たちを面倒見る保護者等が加わって、かなりの人数で参加しているというふうに伺っております。この中で市としては最低限の人数を区切って、これまで助成してきた実績がございますので、事務局としましては、選手等の数、また宿泊については、そのような指定されたものについては、指定された料金のみということで支出しているところでございます。

総経費につきましては、私のほうも寄附等を集められたという話も伺っております。この辺につきましても、15名の子供たちを3名の監督、コーチでは面倒見切れないということも十分わかるところでございまして、そのほかの経費に充てられたというように聞いております。その辺につきましても、私のほうからも最終的には寄附いただいた方に対しましては、明確に収支報告をしていただけるようにという話はさせていただきました。過去に全国大会へ市内のチームが4回出場しておりますが、この例に基づきまして、選手数、大会によって指定された宿泊料等につきまして、それを精査、また交通費につきましては、それ相当の、私のほうでも市の旅費等に照らし合わせ、過大な支出ではないと認識しております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） わかりました。確認の意味で申し上げますけれども、これはあくまで補助金ですから、他の団体等に対する補助金と同じような扱い、考え方で対応していただきたい。補助の対象、補助金額、そういったものをはっきりさせて、それに基づいて執行してもらいたい。別に、私がこのチームに補助金を出すことに反対とか、そういう意味じゃありません。出すことは結構なことなんですけど、ただ、明らかにだれが見てもわかるような、そういう基準で支出していただきたいということです。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第36号は、承認することに決しました。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 報 告

○議長（板橋 甫君） 日程第6、議案を上程いたします。

議案第37号 勝浦市基本構想を定めることについて、議案第38号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第37号から議案第39号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第37号 勝浦市基本構想を定めることについて、提案理由の説明を申し上げます。本案は、平成13年に「ほんとうの意味での勝浦の豊かさのまちづくり」、「日々の暮らしが文化になるようなまちづくり」を基本理念とする勝浦市総合計画を策定し、まちづくりの基本目標に従い、市政の各分野における施策事業を展開してまいりましたが、この計画が平成22年度をもって終了することから、本市におけるまちづくりの最も基本となる最上位の計画として、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、平成23年度を初年度とし、平成34年度を目標年次とする新たな基本構想を定めたく、提案するものであります。

本基本構想案においては、人口減少と少子高齢化の進行、地球温暖化などの環境問題の深刻化、人々の価値観やライフスタイルの多様化などの社会情勢の変化、また、行政には市民との協働がまちづくりの大きなテーマとなるなど、これまで以上に多様できめ細かな対応が求められる中、これらの動向などを踏まえ、「市民と行政が知恵と力を出し合って行動する協働のまちづくり」、「地域の宝を活かして人々がふれあう交流のまちづくり」、「笑顔に満ち未来につなげる希望のあるまちづくり」をまちづくりの基本理念として、将来都市像とする「海と緑と人がともに歩むまち“元気いっぱいかつうら”」の実現に向け、取り組んでいこうとするものであります。

なお、基本構想案の策定に当たりましては、勝浦市総合開発審議会に諮問し、おおむね妥当と認める旨の答申をいただいたところでありますが、推進に当たっては地域経済の活性化と若者の定住に向けた国県道等の道路基盤の整備を促進すること、自然環境の保全に当たっては、地形等を考慮した対応が必要であることなどを踏まえ、まちづくりの実現を図りたい旨の要望がなされております。

また、本案の審議に当たり、議決案件であります基本構想案のほか、総合計画にかかる序論につきましてもご提出しておりますことを申し添えます。

次に、議案第38号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。本案は、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成22年5月19日に公布されたことに伴い、勝浦市国民健康保険条例第9条において、引用する条項に移動が生じたことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議題となりました議案第39号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。本案は、千葉県補助事業である千葉県乳幼児医療対策

事業補助金交付要綱が改正され、補助対象範囲がこれまでの乳幼児から本市の単独事業として実施しております学童医療助成事業の対象者である小学３年生までに拡大、千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱と改称されたことに伴い、本市の乳幼児医療費助成事業と学童医療費助成事業を一本化し、本条例を制定しようとするものであります。

また、学童医療費助成事業が千葉県の補助対象に含まれたため、市の単独事業分として小学校４年生から６年生までの医療費も助成することとし、本条例に付加するものであります。

なお、本条例の制定に伴い、勝浦市乳幼児医療費の助成に関する条例及び勝浦市学童医療費助成に関する条例は廃止いたします。

以上で議案第37号から議案第39号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） 午前11時まで休憩いたします。

午前１０時４５分 休憩

午前１１時００分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第40号 訴えの提起について、議案第41号 市道路線の廃止について、以上２件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第40号及び議案第41号の提案理由について説明を申し上げます。

初めに、議案第40号 訴えの提起について、提案理由の説明を申し上げます。本案は、勝浦市松部字西ノ谷1698番地の１地先の市道見長台西ノ谷線に不法に設置されたコンクリート構造物及び建物の一部の撤去を求め、訴えを提起しようとするものであります。

コンクリート構造物は、平成13年５月に前の所有者である安井清治氏により設置され、高さ約20センチメートル、長さ約7.5メートルの擁壁と、近年設置された、たたきであります。

また、建物は事務所及び作業場で、昭和58年５月に同じく前の所有者である安井清治氏により建設され、約3.13メートルが道路にかかっているものであります。

これまで市では、境界立ち会いや土地の調査を実施してまいりましたが、合意に至らなく、平成18年８月23日に千葉地方法務局へ筆界特定を申請し、平成20年12月25日に筆界が特定されました。

このたび、当該土地及び建物の所有権が平成21年３月４日に第三者へ移転されていることが判明したため、この者に対し、本件にかかわる内容とする文書を送付してまいりましたが、一向に応じてもらえないため、被告臼井国博に対してこの工作物の撤去を求める訴えを提起しようとするものであります。

次に、議案第41号 市道路線廃止について申し上げます。本案は、（仮称）市民文化会館建設事業に伴い、既存の市道を隣接する市有地と一体的に（仮称）市民文化会館施設用地として土地利用を図るため、市道中島場５号線、延長35.92メートル、幅員3.8メートルから7.1メートルを廃止しようとするものであります。

以上で議案第40号及び議案第41号の提案理由の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第42号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算、議案第43号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第44号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第45号 平成22年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第42号から議案第45号までの提案理由について、説明を申し上げます。

初めに、議案第42号について申し上げます。本案は、平成22年度勝浦市一般会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に1億1,488万1,000円を追加し、予算総額を82億7,300万9,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、財産管理費を主に2,082万8,000円を追加し、民生費におきましては、児童福祉総務費を主に3,106万6,000円を追加し、衛生費におきましては、予防費を主に1,574万円を追加し、農林水産業費におきましては、農地費を主に105万5,000円を追加し、土木費におきましては、道路新設改良費を主に3,970万7,000円を追加し、消防費におきましては、消防施設費に170万円を追加し、教育費におきましては、青年館費を主に478万5,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に分担金及び負担金19万4,000円、国庫支出金1,821万2,000円、県支出金1,124万2,000円、繰入金77万2,000円、繰越金6,590万1,000円、諸収入266万円、市債1,590万円を追加計上しようとするものであります。

地方債におきましては、臨時財政対策債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第43号について申し上げます。本案は、平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算であります。今回の補正予算は、事業勘定の療養給付費等交付金精算に伴う歳入歳出予算の組み替えであります。

歳出予算におきましては、諸支出金に349万4,000円を追加し、保健事業費で349万4,000円を減額しようとするものであります。

歳入予算におきましては、療養給付費等交付金返還金の財源として、繰越金のうち療養給付費等交付金繰越金に349万4,000円を追加計上し、その他繰越金で349万4,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第44号について申し上げます。本案は、平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に6,346万1,000円を追加し、予算総額を17億5,714万2,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち諸支出金におきましては、償還金及び還付金を主に3,691万円を追加し、基金積立金におきましては、介護給付費準備基金積立金に2,655万1,000円を追加しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算に繰越金6,346万1,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第45号について申し上げます。本案は、平成22年度勝浦市水道事業会計補正予算であります。今回の補正予算は、収益的収入の補正であります。収益的収入で126万円を追加しようとするものであります。この内訳は、収益的収入の他会計補助金で126万円を追加しようとするものであります。

以上で議案第42号から議案第45号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） この際、担当課長から補足説明を求めます。藤江財政課長。

〔財政課長 藤江信義君登壇〕

○財政課長（藤江信義君） 命によりまして、議案第42号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算（第4号）の補足説明を申し上げます。

それでは、説明は事項別明細書により歳出から行います。恐れ入りますが、20ページをお願いします。

まず、総務費であります。総務管理費のうち財産管理費に1,525万円を計上いたしました。勝浦警察署の移転工事が平成23年度より予定されていることから、国旗掲揚ポール、駐車場等の庁舎施設等移転工事費の計上であります。なお、県よりの本工事費相当分の庁舎関連施設補償金は2,441万2,333円ありますが、前払い分7割が平成21年度に納入済みであり、残り3割が用地引渡し後に納入となります。

次に、情報管理費に97万7,000円を計上いたしました。財務会計システム修正業務委託料97万7,000円につきましては、新総合計画策定に伴い、各計画事業の名称、事業費を予算書の説明欄と整合させる事業別予算に変更し、平成23年度当初予算より実施するための財務会計システムの修正業務委託料の計上であります。

徴税費のうち税務総務費に220万1,000円の計上であります。国税連携ASP導入委託料210万円につきましては、所得税の確定申告の内容等が紙を媒体とする情報から、国税庁より電子データとして送信される国税連携システムが平成23年1月から全国的に稼働いたします。このための導入委託料210万円及び1月から3カ月分の同システム使用料10万1,000円の計上であります。

賦課徴収費として240万円の計上であります。これまでの実績に基づき、主に法人市民税における予定納税を下回る確定額に対する市税過誤納還付金見込額の240万円の計上であります。

次に、統計調査費の各種統計調査費につきましては、国勢調査に係る委託費の基準が7月に示されたこと、及び調査員数の変更等に伴う予算の組み替えであります。

22ページをお願いします。民生費であります。社会福祉費のうち障害者福祉費に570万円の計上であります。このうち知的障害者生活ホーム運営事業補助金50万4,000円につきましては、県補助単価に基づく1名、8カ月分の補助金であります。

扶助費519万6,000円のうち、身体障害児補装具給付費30万円につきましては、申請実績に基づき、今後の利用見込み額を勘案し、計上いたしました。介護給付費255万5,000円及び訓練等給付費780万4,000円の計上につきましては、本年4月から市民税所得割非課税者の原則1割負担から無料化への変更に伴う公費負担分の増加及び利用者増加に伴うものであります。旧法施

設支援費546万3,000円の減額につきましては、障害者自立支援法、いわゆる新法への移行及び利用率低下等に伴う減額であります。

次に、老人福祉費に194万4,000円を計上いたしました。総野園管理運営委託料194万4,000円につきましては、介護福祉費が増加したことに伴い、サービス提供体制が向上し、制度的に加算が認められることとなったことに伴う委託料の増額であります。

次に、児童福祉費のうち児童福祉総務費に1,298万4,000円を計上いたしました。今定例会に上程の議案第39号、子ども医療費の助成に関する条例案の関連予算であります。これまでの乳幼児医療費助成事業及び学童医療費助成事業を小学校3年生までを小学校6年生までに拡大し、本年12月から子ども医療費助成事業に一本化することに伴う予算であります。

需用費、役務費及び委託料につきましては、システム改修業務委託料などの関連事務費の計上であります。

扶助費のうち乳幼児医療費助成事業434万2,000円の計上につきましては、対象件数及び医療費の実績の増加に伴う計上であります。

なお、子ども医療費助成事業776万4,000円の内訳につきましては、小学校3年生までの県補助対象分が656万2,000円、小学校4年生から6年生までの市単独拡充分が120万2,000円であります。

次に、母子福祉費に94万4,000円を計上いたしました。児童扶養手当の対象が父子家庭に支給が拡大がされたため、また、12月から支給されることから、このための児童手当支給システムの改修業務委託料69万9,000円及び支給拡大に伴う児童扶養手当不足分24万5,000円の計上であります。

保育所費93万円につきましては、興津保育所屋根維持補修工事費69万5,000円及び鶴原保育所のフェンス倒壊に伴うフェンス設置工事費23万5,000円の計上であります。

次に、生活保護費の生活保護総務費に856万4,000円の計上であります。平成23年度から生活保護業務データの報告及び生活保護医療レセプト業務が地方公共団体と厚生労働省、または社会保険診療報酬支払基金との間でおのおの電算化されることから、そのための準備関係経費の計上であります。

24ページをお開き願います。ただいま申し上げました生活保護業務の電算化経費の主なものにつきましては、生活保護システム修正業務委託料654万2,000円及び備品購入費173万2,000円につきまして、生活保護医療レセプト業務及び生活保護業務データ送信用のおのおのパソコン等購入費であります。

26ページをお開き願います。衛生費であります。このうち保健衛生費の予防費に1,407万円の計上であります。新型インフルエンザワクチン接種助成事業につきましては、現行制度は平成21年度から本年度への繰越明許費となっておりますが、今回の補正予算は本年10月よりスタートする新制度の関係経費の計上であります。新制度では、国県補助対象は生活保護世帯及び市民税非課税世帯の全額助成であります。市単独で中学校3年生以下を対象とし、接種1回当たり1,000円、ただし13歳未満は2回の接種分を助成しようとするものであります。

新型インフルエンザワクチン接種業務委託料654万5,000円につきましては、勝浦市夷隅郡医師会と業務委託契約を予定をしており、現物給付分として対象者の8割を見込み、計上いたしました。残り2割の償還分は、下段の同接種助成金163万7,000円の計上であります。

次に、子宮頸がん予防接種事業につきましては、市内に住民登録、または外国人登録のある小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒を対象に3回の接種を予定しておりますが、3回目は1回目より6カ月経過後であり、本年11月からの実施予定であるため、今回の補正予算では2回分を見込み、接種率50%、予防接種1回に要した経費の2分の1、限度額9,000円を見込み、計上いたしました。なお、同予防接種業務委託料は、市内5医療機関と業務委託契約を予定しており、現物給付分として対象者の8割を見込み、計上いたしました。残り2割の償還払い分は、下段の同予防接種助成金63万9,000円の計上であります。

償還金利子及び割引料271万1,000円につきましては、特定年齢における乳がん及び子宮頸がんを対象とする女性特有のがん検診推進事業費国庫補助金返還金で、受診実績に基づく平成21年度分の精算に伴う国庫補助金返還金の計上であります。

上水道費に167万円を計上いたしました。子ども手当の支給に関して、総務省より平成22年度公営企業繰出基準が示され、対象とされたことから、本手当に係る南房総広域水道企業団及び勝浦市水道会計への補助金等であります。なお、南房総広域水道企業団につきましては、配置された職員数に応じて収益的支出分は補助金として38万円、資本的支出分につきましては出資金として3万円を計上いたしました。

28ページをお開き願います。農林水産業費であります。農業費のうち農業振興費に24万6,000円、計上いたしました。農地・水・環境保全向上対策交付金の協働活動支援交付金を受けている市野川、杉戸、原、松野地区の4団体のうち化学肥料及び化学合成農薬の使用を原則5割以上削減する団体として市野川が応募し、採択されたことに伴う営農活動支援交付金であります。

農地費50万円を計上いたしました。かんがい排水整備事業費補助金の申請実績に基づき、今後の補助金見込額を勘案し、50万円の計上であります。

林業費に30万9,000円を計上いたしました。育林事業者が行う下刈り、枝打ち、間伐等に係る森林機能強化対策事業補助金28万3,000円及び事務費の計上であります。

30ページをお開き願います。土木費であります。道路橋りょう費のうち道路橋りょう総務費に800万7,000円を計上いたしました。

委託料のうち道路台帳補正業務委託料738万2,000円につきましては、新規市道認定路線ほか道路改良分の補正業務に係るものであります。工作物撤去請求訴訟業務委託料62万5,000円につきましては、本定例会に上程の議案第40号、訴えの提起に関連する予算であります。本件訴訟に関し、顧問弁護士に委託するに当たり、必要な弁護着手金及び裁判所費用相当分の業務委託料の計上であります。

道路維持費650万円のうち排水整備工事費350万円につきましては、鵜原外1カ所の工事費の計上であります。

緊急応急工事費300万円につきましては、これまでの事業実績と今後の対応を勘案し、計上いたしました。

道路新設改良費に2,010万円の計上であります。社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画の計画事業のうち、本年度実施分である（仮称）市民文化会館建設工事設計業務委託料が入札により大幅に減少することが見込まれることから、本年度見込まれる社会資本整備総合交付金7,100万円に見合う事業費とする必要が生じたため、観光道路整備事業として、平成24年度の計画事業分である官軍塚沢倉線1,010万円及び平成25年度の計画事業分である部原川津勝浦線

1,000万円を前倒しをして実施するための計上であります。

次に、都市計画費の街路事業費に510万円の計上であります。道路舗装新設工事費340万円につきましては興津久保山台地先、舗装修繕工事費170万円につきましては沢倉地先の工事であります。

32ページをお開き願います。消防費であります。消防施設費に170万円を計上いたしました。消防団第1分団第1班詰所の改築に係る設計監理業務委託料20万円及び改築工事費150万円の計上であります。

34ページをお開き願います。教育費であります。小学校費の学校管理費に43万7,000円の計上であります。このうち委託料38万7,000円につきましては、元名木小学校の境界標埋設測量図作成業務委託料38万7,000円の計上であります。

負担金補助及び交付金5万円につきましては、興津テレビ協会が実施する地上デジタル放送共同受信施設改修工事に係る興津小学校分の負担金5万円の計上であります。

また、中学校費の学校管理費5万円につきましても、同様に興津中学校分の負担金の計上であります。

社会教育費のうち公民館費に115万3,000円の計上であります。公民館公用車更新に係る軽自動車1台分の購入費108万9,000円及び更新に係る経費の計上であります。

青年館費に136万5,000円の計上であります。小羽戸青年館の土地所有者よりの土地返還要求に基づく解体工事費135万6,000円の計上であります。

保健体育費のうち体育施設費に80万円の計上であります。

需用費のうち光熱水費12万円及び通信運搬費3万円につきましては、市営第二庭球場の移設後の電気料、水道料及び電話料であります。

修繕料15万円につきましては、柔剣道場等の体育施設の修繕料であります。

樹木伐採委託料50万円につきましては、長谷川グランドの樹木伐採委託料であります。

36ページをお開き願います。保健体育費の市営第二庭球場移設事業費に98万円の計上であります。移設後に使用する消耗品費8万円及びコート用ベンチ等の備品購入費90万円の移設であります。

以上で歳出の説明を終わります。

それでは、引き続きまして、歳入に移ります。16ページをお開き願います。まず、分担金及び負担金のうち民生費負担金であります。介護サービス事業費負担金19万4,000円につきましては、総野園の介護給付費算定に係る改正の変更に伴う利用者負担金増加分の計上であります。

次に、国庫支出金のうち民生費国庫負担金に267万9,000円の計上であります。このうち障害者自立支援給付費負担金259万8,000円につきましては、補助率2分の1の計上であります。

児童扶養手当給付費負担金8万1,000円につきましては、児童扶養手当の父子家庭への支給に伴うもので、補助率3分の1の計上であります。

国庫補助金のうち民生費国庫補助金749万3,000円の計上につきましては、生活保護業務データシステム及び医療レセプトの電子化に伴う改修工事費に係る補助率10分の10の計上であります。

土木費国庫補助金804万円につきましては、社会資本整備総合交付金で、2路線の舗装修繕工事費の補助率10分の4の計上であります。

県支出金の民生費県負担金129万9,000円につきましては、障害者自立支援給付費負担金で、補助率4分の1の計上であります。

民生費県補助金438万6,000円のうち生活ホーム運営事業費等補助金25万2,000円、乳幼児医療対策事業費補助金149万3,000円及び子ども医療費助成事業補助金264万1,000円につきましては、いずれも補助率2分の1の計上であります。

18ページをお開き願います。県支出金のうち衛生費県補助金532万1,000円につきましては、新型インフルエンザワクチン接種助成臨時補助金で、補助対象経費の補助率4分の3の計上であります。

次に、農林水産業費県補助金23万6,000円につきましては、森林機能強化対策事業費補助金で、補助率10分の4の計上であります。

次に、繰入金であります。特別会計繰入金のうち介護保険特別会計繰入金77万2,000円につきましては、地域支援事業交付金の精算に伴う返還金の計上であります。

次に、繰越金に6,590万1,000円を計上いたしました。前年度純繰越金であります。

次に、諸収入であります。このうち介護給付費収入175万円につきましては、総野園の介護給付費算定に係る体制の変更に伴う施設介護収入増額分の計上であります。

雑入91万円につきましては、小羽戸青年館解体工事に係る地元負担金分で、工事費の3分の2の計上であります。

次に、市債であります。臨時財政対策債1,590万円につきましては、発行可能額の確定に伴う増額であります。

以上で一般会計補正予算（第4号）の補足説明を終わります。

なお、給与費明細書の説明は省略させていただきます。

○議長（板橋 甫君） これをもちまして市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第46号ないし議案第51号、以上6件を一括議題といたします。本案は、いずれも決算認定についてであります。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第46号ないし議案第51号、以上6件の決算認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この6件の議案は、いずれも平成21年度の各会計決算でありまして、過日、監査委員の審査に付しましたところ、この審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため、提案したものであります。

初めに、議案第46号について申し上げます。本件は、平成21年度勝浦市一般会計歳入歳出決算であります。平成21年度の本市の財政運営は、市税等歳入確保に努める一方で、歳出面では経費の節減合理化に努めるとともに、限られた財源の効率的な執行に留意し、子育て支援として学童医療費助成制度の創設、かつうら第二放課後ルームの開設、及び妊婦乳児健診費用の助成拡充等を実施したほか、高齢者短期人間ドック助成制度の創設、入湯料助成事業の拡充、平成21年度から平成22年度にわたる継続事業の勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業、朝

市休憩所設置事業等を実施するとともに、国が講じた経済対策等に伴う地域活性化・生活対策臨時交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、道路、保育所、老人福祉施設及びごみ処理施設等、市民生活に密着した施設整備を有効的に実施いたしました。

その結果、決算規模は歳入で81億8,748万8,096円、歳出で78億677万3,771円であります。歳入歳出差し引き残額は3億8,071万4,325円となりました。この決算規模は、前年度と比較いたしますと、歳入で7億8,098万9,054円の増、歳出で7億365万3,565円の増であります。

次に、議案第47号について申し上げます。本件は、平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。

まず、事業勘定について申し上げます。決算規模は、歳入で28億4,520万7,655円、歳出で27億4,272万2,900円であります。歳入歳出差し引き残額は1億248万4,755円となりました。

国民健康保険事業の主たる事業費であります保険給付費は18億3,887万8,520円で、前年度の17億4,316万286円に対し、9,571万8,234円の増となりました。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。決算規模は、歳入で6,943万7,106円、歳出で6,886万8,912円であります。歳入歳出差し引き残額は56万8,194円となりました。

国民健康保険直営診療施設勘定の主たる事業であります診療業務に対する外来患者数は、延べ7,419人となりました。

次に、議案第48号について申し上げます。本件は、平成21年度勝浦市老人保健特別会計歳入歳出決算であります。決算規模は、歳入で285万5,733円、歳出で282万899円であります。歳入歳出差し引き残額は3万4,834円となりました。

老人保健制度につきましては、後期高齢者医療制度の創設により、平成20年3月末日をもって廃止されたため、平成21年度においては平成19年度以前の診療分に係る過誤調整等を行いました。

次に、議案第49号について申し上げます。本件は、平成21年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。決算規模は、歳入で2億690万4,718円、歳出で2億472万418円あります。歳入歳出差し引き残額は218万4,300円となりました。

本会計は、法令により市が行うこととされている後期高齢者医療保険料の徴収事務のほか、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による健康診査等を実施いたしました。

次に、議案第50号について申し上げます。本件は、平成21年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。決算規模は、歳入で16億3,871万3,855円、歳出で15億7,525万1,575円であり、歳入歳出差し引き残額は6,346万2,280円となりました。

介護保険の主たる事業費であります保険給付費は14億6,067万3,785円で、前年度の13億9,658万7,400円に対し、6,408万6,385円の増となりました。

次に、議案第51号について申し上げます。本件は、平成21年度勝浦市水道事業会計決算であります。業務状況につきましては、年間総給水量317万8,423立方メートル、1日最大給水量1万2,455立方メートル、1日平均給水量8,708立方メートルとなっております。

次に、経理状況について申し上げますと、収益的収入及び支出におきましては、水道事業収益8億1,145万8,916円に対し、水道事業費用7億3,414万4,981円で、7,731万3,935円の純利益を生じました。

また、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入2億9,818万6,100円に対し、資本的

支出は4億6,729万4,147円であります。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,910万8,047円は、当年度分消費税資本的収支調整額628万7,598円、当年度分損益勘定留保資金1億3,699万3,642円及び建設改良積立金2,582万6,807円で補てんいたしました。

以上で議案第46号から議案第51号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） 次に、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、以上、2件について市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました報告第2号及び報告第3号について申し上げます。

初めに、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について申し上げます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する報告であります。

平成21年度一般会計等の歳入歳出決算に伴い、同法第2条に規定する健全化判断比率を算定したものであり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

次に、議題となりました報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について申し上げます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する報告であります。

平成21年度勝浦市水道事業会計の歳入歳出決算に伴い、同法第22条第2項に規定する資金不足比率を算定したものであり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で報告第2号及び報告第3号の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第46号ないし議案第51号の決算認定についての提案理由の説明、並びに報告第2号及び報告第3号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化比率、資金不足比率についての報告がなされましたので、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。深堀代表監査委員。

〔代表監査委員 深堀金次郎君登壇〕

○代表監査委員（深堀金次郎君） ただいま議長からご指名がありましたので、平成21年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算並びに健全化審査につきまして、黒川監査委員とともに慎重に審査いたしました結果をご報告申し上げます。

初めに、審査に付されました勝浦市一般会計及び特別会計の決算について申し上げます。

各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等が、関係法令に準拠して作成されているか、予算の執行は適正に行われたか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施しました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、予算の執行は所期の目的に沿い、適法かつ適正に執行されており、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

続きまして、勝浦市水道事業会計の決算について申し上げます。審査に付されました勝浦市水道事業会計の決算書及び附属書類が、関係法令に準拠して作成されているか、経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づき、目的どおり執行されているか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施しました。

その結果、水道事業会計の決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成され、財政状況及び経営実績は適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づき、目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

なお、各会計の決算の概要につきましては、お手元に配布してあります決算審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による勝浦市財政健全化審査及び勝浦市経営健全化についての審査を実施いたしましたので、ご報告申し上げます。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているどうかに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施しました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

続きまして、水道事業会計経営健全化審査について申し上げます。審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施しました。

その結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、財政健全化審査及び経営健全化審査の概要につきましては、お手元に配布してあります財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして平成21年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、並びに健全化審査結果についての報告を終わります。

○議長（板橋 甫君） これをもって報告を終わります。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第52号ないし議案第56号、以上5件を一括議題といたします。本案は、いずれも勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてであります。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第52号から議案第56号までの勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成22年9月30日をもって任期満了となる勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員5名の者の後任について、次の方々に委員を委嘱いたしたく、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

初めに、議案第52号について申し上げます。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員に藤井 一君を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

藤井 一君の経歴を申し上げますと、昭和51年4月に早稲田大学法学部入学、昭和55年10月、司法試験合格、昭和56年3月同大学卒業後、司法研修所を経て、昭和58年4月に弁護士として開業、平成6年4月より藤井・滝沢綜合法律事務所を開設し、現在に至っております。この間、千葉県消費者センターアドバイザー、千葉県建築紛争審査会委員、千葉県入札監査委員会委員及び平成16年10月から現在まで、勝浦市情報公開審査会委員を務められております。

次に、議案第53号について申し上げます。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員に石井洋子君を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

石井洋子君の経歴を申し上げますと、昭和29年3月、県立夷隅高等学校を卒業後、昭和30年12月から平成8年3月まで大原郵便局及び勝浦郵便局に勤務されました。この間、昭和48年8月から5年間は全通信労働組合中央本部役員として専従勤務されておりました。また、平成16年10月から現在まで、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員を務められております。

次に、議案第54号について申し上げます。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員として大口喜夫君を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

大口喜夫君の経歴を申し上げますと、昭和32年3月に電気通信大学電気通信学部を卒業後、昭和32年3月から平成元年12月まで日本郵船株式会社に、平成2年2月から平成11年6月まで郵船コンピューターシステム株式会社に勤務されておりました。また、平成16年10月から現在まで、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員を務められております。

次に、議案第55号について申し上げます。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員として江澤始一君を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

江澤始一君の経歴を申し上げますと、昭和34年3月に県立大原高等学校を卒業後、昭和36年1月、勝浦市役所に就職、昭和59年4月より監査委員会事務局長を務め、以来、保険衛生課長、福祉事務所長、税務課長、議会事務局長を歴任し、平成11年4月より平成19年3月まで、2期にわたり収入役を務められました。また、平成19年10月から現在まで、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員を務められております。

次に、議案第56号について申し上げます。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員に庄司 誠氏君を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

庄司 誠君の経歴を申し上げますと、昭和41年3月、県立大原高等学校を卒業後、同4月に日本大学法学部に入学、昭和45年4月から平成18年3月まで千葉県庁に勤務されました。この間、平成14年4月に商工労働部経済政策課主幹兼財団法人勝浦海中公園センター所長を初め、平成16年4月に夷隅農林水産振興センター主幹などの要職を歴任されております。また、平成19年10月から現在まで、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員を務められております。

以上5名の方々は、人格及び識見において勝浦市情報公開・個人情報保護審査会の委員として適任であると考えます。

なお、任期は平成22年10月1日から平成25年9月30日までの3年間でございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上で議案第52号から議案第56号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成22年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員、酒井教要君を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

酒井教要君の経歴を申し上げますと、昭和57年3月、立正大学を卒業され、昭和59年11月から平成14年2月まで大沢地区の宗教法人住職として、また、平成14年2月から現在まで興津地区の宗教法人釈迦本寺の住職をされております。以来、住職の傍ら、勝浦市青少年相談員連絡協議会会長を初め、少年補導員などを歴任、平成17年4月より民生児童委員に就任し、現在に至っております。また、平成18年10月からは勝浦市教育委員会委員として、その職を担い、現在に至っております。

その人格と識見は教育委員会委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上で議案第57号の提案理由の説明を終わります。

休 会 の 件

○議長（板橋 甫君） 日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月7日は議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、明９月７日は休会することに決しました。

散 会

○議長（板橋 甫君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、９月８日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後１時１８分 散会

本日の会議に付した事件

１．諸般の報告

１．市長の行政報告

１．会期の決定

１．会議録署名議員の指名

１．議案第36号の総括審議

１．議案第37号～議案第57号の上程・説明、報告第２号～報告第３号の報告

１．休会の件